



紫陽花と葵

税務と経営

編集発行人
税理士

村野 幸司

事務所 〒639-2102
奈良県葛城市東室123番地1
TEL 0745 (69) 8282
FAX 0745 (69) 7377
自宅 0745 (69) 2174

6月

(水無月) JUNE

日	・	10	24
月	・	11	25
火	・	12	26
水	・	13	27
木	・	14	28
金	1	15	29
土	2	16	30
日	3	17	・
月	4	18	・
火	5	19	・
水	6	20	・
木	7	21	・
金	8	22	・
土	9	23	・

6月の税務と労務

- | | |
|--|--|
| <p>国 税／5月分源泉所得税の納付
6月11日</p> <p>国 税／所得税の予定納税額の通知
6月15日</p> <p>国 税／4月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
7月2日</p> <p>国 税／10月決算法人の中間申告
7月2日</p> <p>国 税／7月、10月、1月決算法人の消費税等の中間申告(年3回の場合)
7月2日</p> | <p>地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日</p> <p>労 務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届
支払後5日以内</p> <p>労 務／児童手当現況届(市町村役場に提出)
7月2日</p> |
|--|--|

ワンポイント 民泊新法の施行

一般住宅に有料で旅行者等を泊める「民泊」の営業ルールを定めた住宅宿泊事業法が6月から施行され、都道府県知事等に届け出た家主は、年間180日(泊)を上限に民泊営業が可能となります。なお、一般的に個人が民泊により得た所得は、単なる不動産賃貸とは異なり、不動産所得ではなく雑所得となります。

経済的利益の課税判断

会社が使用人や役員に何らかの経済的利益を与える場合に、その取扱いが現物給与に当たるか迷うことがあります。

そこで、今回はよくあるケースをQ&Aも交えて整理してみます。

1. 永年勤続者の記念品等

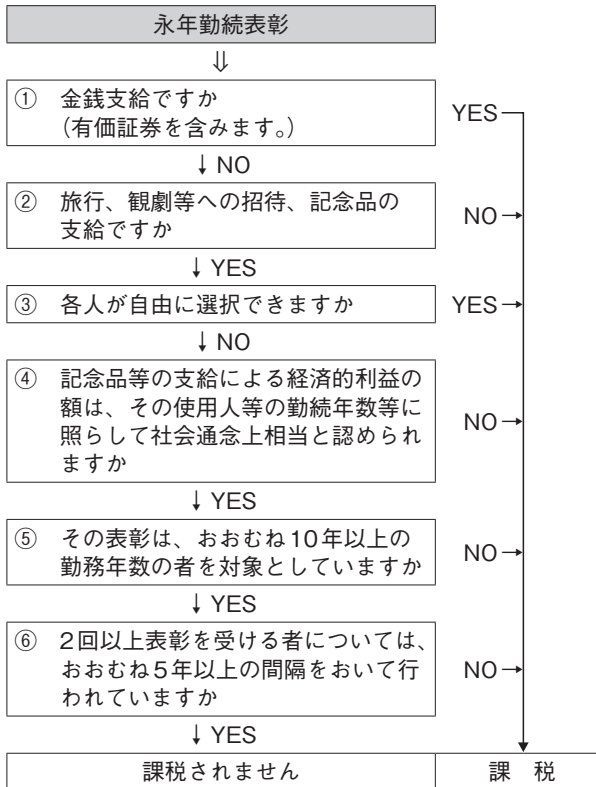
会社が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによりその役員又は使用人が受ける経済的利益については、一定の要件のもとに課税しなくて差し支えないものとされます(図表1)。

なお、永年勤続記念品等として、旅行ギフト券を支給する場合もありますが、一般に、旅行ギフト券は有効期限もなく、所定の手数料を支払えば換金が自由であり、実質的に金銭を支給

したのと同様であることから、原則として、給与等として課税されます。

ただし、その旅行ギフト券を交付してから相当の期間内(おおむね一年程度)に旅行をし旅行代金の精算を行い、その旅行の事実を確認できる書類を備えている場合など旅行に招待したものと実質的に変わりが無い場合については、課税しないで差し支えないこととされています。

(図表 1)



Q1

使用人のうち勤続二十年以上の永年勤続者に対して、次のようなものを支給した場合、給与として課税されますか。

① 永年勤続者のうち勤続二十一年に達した者には二泊三日(十万円程度)、勤続二十五年に達した者には四泊五日(十八万円程度)でいずれも夫婦での国内旅行をさせ、その費用を会社が旅行会社へ直接支払った場合



② 勤続二十五年の永年勤続者のうち、旅行に参加しない一名に、旅行の代りに三十五万円の絵画を支給した場合

A1

①については、社会通念上相当なものと判断され、かつ会社がその費用を直接支払っていることから、課税しなくて差し支えありません。

一方、②については、まず均一の表彰という観点から外れてしまい、勤続二十五年の永年勤続者が受ける四泊五日の招待旅行費用と比較しても相当多額であり、また、社会通念上相当な金額を超えるものと判断されますので、三十五万円全額が給与として源泉徴収の対象となります。

2. 創業記念品等

会社が役員又は使用人に対して創業記念、増資記念、工事完成記念又は合併記念等に際し、その記念として支給する記念品は、一定の要件に該当すれば、課税しなくて差し支えないものとされています（図表2）。

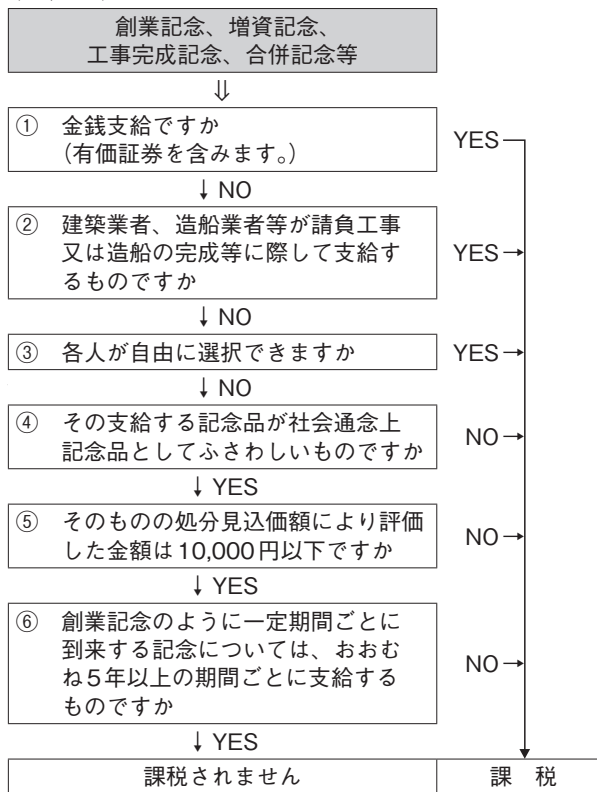
なお、図表2の⑤の処分見込額により評価した金額が一万円以下かどうかの判定は、処分

見込額から消費税及び地方消費税の額を除いた金額で行います。

ただし、建築業者、造船業者等が請負工事又は造船の完成等に際し支給するものについては、給与等として課税されます。

Q2 当社は、本年度創立三十年になります。これを記念して全社員に記念品を贈りたいと考えていますが、どのような取扱いになりますか。また、取

（図表2）



3. 値引販売

引先にも記念品を贈るとどうなりますか。

A2 会社の何周年記念等における記念品の費用は、原則として交際費等の金額に含まれるものとして取り扱われますが、社外でなく使用人等に対するものは原則として、給与として取り扱われます。

ただし、図表2で源泉所得税が課税されない場合には、福利厚生費になります。

① 会社が役員又は使用人に対し自己の取り扱う商品、製品等有価証券及び食事（除く）の値引販売をすることにより供与する経済的利益で図表3に示す要件を満たすものは、課税しなくては差し支えないものとされています。

なお、高額な商品、例えば不動産などについては、次の理由から値引販売の対象とはされません。

① 所得税法における課税されない経済的利益の取扱いは、少額不追及という考え方が根底にあり、経済的利益が著し

（図表3）

要 件	
① 販売価額が自社の取得価額以上であること	→
② 販売価額が通常他に販売する価額のおおむね70%以上であること	→
③ 値引率が役員をはじめ全社員一律か、地位や勤続年数に応じた合理的な格差により定められていること	→
④ 家事使用程度の数量であること	→
	⇒ 全ての要件を満たす
	⇒ 課税されません

く高額となるものについては、この趣旨を逸脱すること

② 課税されないための要件に「家事使用程度の数量であること」とあるように、通常家事に使用される物を対象としており、不動産等はこの範囲から外れると認められること

年の中途で源泉控除対象配偶者に異動があった場合

平成30年より、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更され、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて源泉徴収税額を計算することとなっています。

この源泉控除対象配偶者とは、給与所得者（合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限る）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人等を除く）で、合計所得金額の見積額が85万円以下の人をいいます。

例えば、平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する際に、源泉控除対象配偶者に該当するかどうかを判定する場合には、平成30年分の「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出する日の現況における、直近の源泉徴収票や給与明細書を参考にして見積もった合計所得金額等によ

り判定します。

その後、年の中途で、給与所得者や配偶者の合計所得金額の見積額に異動があり、源泉控除対象配偶者に該当することになった場合、あるいは該当しないことになった場合には、給与所得者は、合計所得金額の見積額に異動があった日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の扶養控除等異動申告書」を給与の支払者へ提出することとなります。

これを受けて、給与の支払者は、給与所得者から「給与所得者の扶養控除等異動申告書」の提出があった日以後、扶養親族等の数を変更して源泉徴収税額の計算を行います。なお、既に源泉徴収を行った月分の源泉徴収税額については、遡って修正することはできないため、年末調整で精算します。

確定申告を間違えたとき

確定申告をして、法定申告期限後に間違いに気がついた場合は、申告内容を修正する必要があります。その方法は税額が多くなるか少なくなるか、で異なってきます。（税額を多く申告していたとき）

「更正の請求書」を税務署長に提出します。税務署ではその内容を検討し、確かに申告内容が間違っていたと認められる場合はそれを是正する措置（減額更正）を行い、払い過ぎた税金を還付します。更正の請求ができる期間は、原則として法定申告期限から5年以内です。

（税額を少なく申告していたとき）

「修正申告書」を作成し税務署に提出すると同時に納税してください。修正申告書に記載する事項は通常の確定申告書と同じです。税額を少なく申告していたためペナルティが課されることがあります。間違いに気がついたときは速やかに修正申告しましょう。

印紙税

継続的取引の基本となる契約書となるものの要件

- 印紙税の課税物件表の第七号文書（継続的取引の基本となる契約書）は、次の五要件のすべてを満たすものが該当します。
- (1) 営業者間の契約であること
 - (2) 売買、売買の委託、運送、運送取扱い又は請負のいずれかの取引に関する契約であること
 - (3) 二以上の取引を継続して行うこと
 - (4) うための契約であること
二以上の取引に共通して適用される取引条件のうち目的物の種類、取扱数量、単価、対価の支払方法、債務不履行の場合の損害賠償の方法又は再販売価格のうちの二以上の事項を定める契約であること
 - (5) 電気又はガスの供給に関する契約でないこと